

監査委員 7-1

(1) 委員数

識見委員 1人
議会選出委員 1人

(2) 監査等執行状況（令和元年度）

① 監査

ア 定期監査

i 財務及び経営管理監査

対 象	監査の期間	対 象	監査の期間
情 報 課	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月	富 士 支 所	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月
三重津世界遺産課	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月	三 瀬 支 所	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月
バ イ オ マ ス 産 業 推 進 課	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月	市 民 税 課	令和 元年 8 月 ～ 令和 元年 10 月
都 市 政 策 課	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月	資 産 税 課	令和 元年 8 月 ～ 令和 元年 10 月
都 市 デ ザ イ ン 課	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月	納 税 課	令和 元年 8 月 ～ 令和 元年 10 月
用 地 対 策 課	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月	保 険 年 金 課	令和 元年 8 月 ～ 令和 元年 10 月
建 築 指 導 課	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月	障 が い 福 祉 課	令和 元年 8 月 ～ 令和 元年 10 月
建 築 住 宅 課	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月	高 齢 福 祉 課	令和 元年 8 月 ～ 令和 元年 10 月
北 部 建 設 事 務 所	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月	こ ど も 家 庭 課	令和 元年 8 月 ～ 令和 元年 10 月
環 境 政 策 課	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月	保 育 幼 稚 園 課	令和 元年 8 月 ～ 令和 元年 10 月
衛 生 セ ン タ ー	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月	地 域 政 策 課	令和 元年 8 月 ～ 令和 元年 10 月
大 和 支 所	平成 31 年 4 月 ～ 令和 元年 7 月	公 民 館 支 援 課	令和 元年 8 月 ～ 令和 元年 10 月

対 象	監 査 の 期 間	対 象	監 査 の 期 間
日 新 小 学 校	令 和 元 年 5 月 ～ 令 和 元 年 8 月	農 村 環 境 課	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月
兵 庫 小 学 校	令 和 元 年 5 月 ～ 令 和 元 年 8 月	上 下 水 道 局 課 総 務	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月
高 木 瀬 小 学 校	令 和 元 年 5 月 ～ 令 和 元 年 8 月	上 下 水 道 局 課 財 務	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月
北 山 小 学 校	令 和 元 年 5 月 ～ 令 和 元 年 8 月	上 下 水 道 局 課 業 務	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月
北 山 東 部 小 学 校	令 和 元 年 5 月 ～ 令 和 元 年 8 月	上 下 水 道 局 課 水 道 工 務	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月
北 山 中 学 校	令 和 元 年 5 月 ～ 令 和 元 年 8 月	上 下 水 道 局 課 浄 水	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月
農 業 委 員 会 室 大 和 分 室	平 成 31 年 4 月 ～ 令 和 元 年 7 月	勸 興 小 学 校	令 和 元 年 10 月 ～ 令 和 2 年 2 月
農 業 委 員 会 室 富 士 分 室	平 成 31 年 4 月 ～ 令 和 元 年 7 月	神 野 小 学 校	令 和 元 年 10 月 ～ 令 和 2 年 2 月
農 業 委 員 会 室 三 瀬 分 室	平 成 31 年 4 月 ～ 令 和 元 年 7 月	川 上 小 学 校	令 和 元 年 10 月 ～ 令 和 2 年 2 月
総 務 法 制 課	令 和 元 年 9 月 ～ 令 和 元 年 12 月	金 泉 中 学 校	令 和 元 年 10 月 ～ 令 和 2 年 2 月
秘 書 課	令 和 元 年 9 月 ～ 令 和 元 年 12 月	川 副 中 学 校	令 和 元 年 10 月 ～ 令 和 2 年 2 月
財 産 活 用 課	令 和 元 年 9 月 ～ 令 和 元 年 12 月	教 育 委 員 会 課 教 育 委 務	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月
工 業 振 興 課	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月	教 育 委 員 会 課 社 会 教 育	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月
観 光 振 興 課	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月	教 育 委 員 会 課 文 化 振 興	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月
国 際 戦 略 室	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月	選 挙 管 理 委 員 会 局 事 務	令 和 元 年 9 月 ～ 令 和 元 年 12 月
農 業 振 興 課	令 和 元 年 12 月 ～ 令 和 2 年 3 月	農 業 委 員 会 局 事 務	令 和 元 年 9 月 ～ 令 和 元 年 12 月

ii 工事監査

○ 監査の方法

工事技術面の調査については、国家資格である「技術士」を有する者に委託し実施した。

○ 監査の期間

令和元年 10 月 3 日～令和 2 年 3 月 6 日

実施部署	工事名
都市政策課	富士山村広場改修事業造成・雨水排水設備工事
道路整備課	市道修理田千住線橋梁拡幅工事
上下水道局 浄水課	神野浄水場取水ロスクリン更新工事
上下水道局 下水道施設課	佐賀市下水浄化センター施設改修（玄関ホール改修工事外）工事
上下水道局 雨水事業対策室	公共下水道尼寺雨水幹線汚泥除去施設建設工事（土木その1）
教育委員会 教育総務課	川上小学校ブロック塀改修工事

イ 財政援助団体等監査

対象	所管課	監査の期間
株式会社佐賀資源化センター	循環型社会推進課	平成 31 年 4 月 ～ 令和元年 7 月
一般社団法人佐賀天文協会	教育委員会 社会教育課	令和元年 8 月 ～ 令和元年 10 月
熱気球大会佐賀運営委員会	観光振興課	令和元年 12 月 ～ 令和 2 年 3 月
社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会	福祉総務課 高齢福祉課	令和元年 12 月 ～ 令和 2 年 3 月
社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会	保育幼稚園課	令和元年 12 月 ～ 令和 2 年 3 月

② 検 査

例月出納検査（会計管理者所管、交通局、上下水道局、富士大和温泉病院）

対 象	検査執行期間	対 象	検査執行期間
平成 30 年度 2 月分	平成 31 年 4 月 18 日～25 日	令和元年度 8 月分	令和元年 10 月 21 日～28 日
平成 30 年度 3 月分	令和元年 5 月 23 日～30 日	令和元年度 9 月分	令和元年 11 月 21 日～28 日
平成 30 年度 4 月分 （会計管理者所管のみ） 令和元年度 4 月分	令和元年 6 月 21 日～28 日	令和元年度 10 月分	令和元年 12 月 17 日～24 日
平成 30 年度 5 月分 （会計管理者所管のみ） 令和元年度 5 月分	令和元年 7 月 18 日～25 日	令和元年度 11 月分	令和 2 年 1 月 22 日～29 日
平成 30 年度 6 月分 （会計管理者所管のみ） 令和元年度 6 月分	令和元年 8 月 20 日～27 日	令和元年度 12 月分	令和 2 年 2 月 21 日～28 日
令和元年度 7 月分	令和元年 9 月 20 日～27 日	令和元年度 1 月分	令和 2 年 3 月 19 日～27 日

③ 審 査

ア 決算審査

対 象	審 査 の 期 間	意 見 書 提 出 年 月 日
平成 30 年度 佐賀市公営企業会計 佐賀市自動車運送事業会計 佐賀市水道事業会計 佐賀市工業用水道事業会計 佐賀市下水道事業会計 佐賀市立富士大和温泉病院事業会計	令和元年 6 月 25 日 ～ 令和元年 7 月 25 日	令和元年 8 月 23 日
平成 30 年度 佐賀市一般会計・特別会計	令和元年 7 月 1 日 ～ 令和元年 7 月 25 日	令和元年 8 月 23 日

イ 財政健全化判断比率及び資金不足比率審査

対 象	審 査 の 期 間	意 見 書 提 出 年 月 日
平成 30 年度 佐賀市公営企業会計 佐賀市自動車運送事業会計 佐賀市水道事業会計 佐賀市工業用水道事業会計 佐賀市下水道事業会計 佐賀市立富士大和温泉病院事業会計	令和元年 7 月 23 日 ～ 令和元年 8 月 9 日	令和元年 8 月 23 日
平成 30 年度 佐賀市一般会計・特別会計	令和元年 7 月 23 日 ～ 令和元年 8 月 9 日	令和元年 8 月 23 日

ウ 基金運用状況審査

対 象	審 査 の 期 間	意 見 書 提 出 年 月 日
平成 30 年度 佐賀市土地開発基金 佐賀市国民健康保険高額療養費貸付基金	令和元年 7 月 1 日 ～ 令和元年 7 月 25 日	令和元年 8 月 23 日

④ 報告の徴取

指定金融機関等に対する検査の報告の徴取

会計管理者並びに自動車運送事業、上下水道事業及び富士大和温泉病院事業の管理者から検査結果の報告を受けた。

※ 上記のほか、佐賀中部広域連合の監査等を実施している。

公平委員会

(1) 公平委員会の設置

委員会の審査を通じて職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、地方公共団体の長その他の任命権者から独立した地位を有する機関として公平委員会を設置する。

① 根拠規定

ア 地方自治法第 180 条の 5 第 1 項第 3 号

イ 地方公務員法第 7 条第 2 項

ウ 佐賀市公平委員会設置条例

② 設置年月日

平成 19 年 4 月 1 日

(2) 公平委員会の委員

委員は非常勤であり、議会の同意を得て、長が選任する。

委員数：3 人 任期：4 年 （地方公務員法第 9 条の 2）

職名	氏名	就任日	任期満了日
委員長	溝上雅章	平成 31 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日
委員	安永恵子	平成 29 年 4 月 1 日	令和 3 年 3 月 31 日
委員	高祖和彦	平成 30 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日

(3) 公平委員会の事務

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求についての審査、判定及び必要な措置をとること。
- ② 職員に対する不利益処分等の審査請求に対する裁決をすること。
- ③ 管理職員等の範囲を規則で定めること。
- ④ 職員団体の登録等に関する事務を処理すること。
- ⑤ 職員の苦情処理に関する事務を処理すること。
- ⑥ 再就職者による依頼等の届出に関する事務を処理すること。
- ⑦ その他、法律で定める権限に属する事務を処理すること。

(4) 公平委員会の事務処理状況

年度	勤務条件に関する措置要求	不利益処分に対する不服申立て	管理職員等の範囲を定める規則改正	職員団体登録等
令和元年度	0 件	0 件	0 件	2 件

選挙管理委員会

(1) 選挙管理委員

職名	氏名	党派	職業	就任日	任期満了日
委員長	前田和馬	無所属	弁護士	H17.12.20	R3.12.19
委員長職務代理者	永渕義久	無所属	無職	H25.12.20	R3.12.19
委員	亀井雄治	無所属	〃	H29.12.20	R3.12.19
委員	武重信一郎	無所属	〃	H29.12.20	R3.12.19

(2) 選挙人名簿登録状況

名簿名	基準（調製）日	登録者数（人）	備考
永久選挙人名簿	R2.6.1	192,423	年4回及び選挙時に登録
有明海区漁業調整委員会委員選挙人名簿	H30.9.1	1,678	

(3) 市長選挙及び市議会議員選挙の執行状況

区分	選挙名	
	市長選挙	市議会議員選挙
執行年月日	H29.10.15	H29.10.15
定数（人）	1	36
立候補者数（人）	1	43
当日有権者数（人）	191,921	191,921
投票者数（人）	—	99,351
棄権者数（人）	—	92,570
投票率（％）	—	51.77
無効投票数（票）	—	1,548
最高得票数（票）	—	3,462
最低得票数（票）	—	500
開票時間	—	21:00～00:05
投票所数	44	44
ポスター掲示場数	360	360

(4) 各種選挙の執行状況（平成 30 年 12 月～令和元年 7 月）

区分	選挙名	佐賀県知事 選挙	佐賀県議会 議員選挙	参議院議員通常選挙	
				選挙区	比例代表
執行年月日		H30. 12. 16	H31. 4. 7	R1. 7. 21	R1. 7. 21
定数（人）		1	11	1	50
立候補者数（人）		2	13	2	155
当日有権者数（人）		191, 564	189, 849	192, 673	192, 673
投票者数（人）		61, 025	81, 600	81, 223	81, 226
棄権者数（人）		130, 539	108, 249	111, 450	111, 447
投票率（％）		31. 86	42. 98	42. 16	42. 16
投票所数		44	44	44	44

(5) 各種選挙の任期満了日程

選挙名	定数	任期満了日	備考
衆議院議員総選挙	小選挙区 289 比例代表 176	R3. 10. 21	小選挙区 佐賀県第 1 区 1 人 比例代表 九州ブロック 20 人
佐賀市長選挙	1	R3. 10. 22	
佐賀市議会議員選挙	36	R3. 10. 22	
参議院議員通常選挙	選挙区 74 比例代表 50	R4. 7. 25	選挙区 佐賀県選挙区 1 人 比例代表（全国） 50 人
佐賀県知事選挙	1	R5. 1. 10	
佐賀県議会議員選挙	38	R5. 4. 29	13 選挙区 38 人 佐賀市選挙区 11 人
参議院議員通常選挙	選挙区 74 比例代表 50	R7. 7. 28	選挙区 佐賀県選挙区 1 人 比例代表（全国） 50 人

(6) 選挙公営

公職選挙法第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項の規定による条例の定めるところにより、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用を公費で負担する。

(7) 常時啓発

明るい選挙啓発ポスター募集事業及び学校選挙支援事業など常時啓発に積極的に取り組み、選挙意識の高揚を図るとともに公職選挙法の基本理念である明るい選挙の推進に努める。